\bigcirc 農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令(平成十二年大 蔵 省令第十三号)(第一条関係) 総 理 府

第二区分	一 (略)	分自己資本の充実	(組合の自己資本の充第一条 農業協同組合法第一条 農業協同組合法第一条 人の事業を行う農業協同係る区分及び当該区分係る区分及び当該区分	
単体自己資本比 二パーセント以 上四パーセント以	- (略)	分	東本の充実の状況に係る区域本の充実の状況に係る区域を 一第三項の主務省令で定め 一第三項の主務省令で定め 一第三項の主務省令で定め では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	改
次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一〜六 (略) 事業(同項第一号及び第二号に 法第十条第六項各号に掲げる 事業(同項第一号及び第二号に	一 (略)	命令	る場合を除き、次の表のとおりとする。	案
第二区分	- (略)	自己資本の充実の状	(組合の自己資本の第一条 農業協同組合の事業を行う農業協同組合係る区分及び当該区係る区分及び当該区	
単体自己資本比 ○パーセント以 トニパーセント ト	一 (略)	況に係る区	次の表のとおりとする。「「一大」とは、「一大」といいでは、「一大」といいでは、「一大」といいでは、「一大」といいでは、「一大」といいでは、「一大」といいでは、「一大」といいでは、「一大」といいます。	現
次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一〜六 (略) 事業 (同項第一号及び第二号に 法第十条第六項各号に掲げる 事業 (同項第一号及び第二号に という はいっと はいっと はいっと はいっと はいっと はいっと はいっと はいっと	(略)	命令	る場合を除き、次の表のとおりとする。 第九十四条の二第三項の主務省令で定める命令は、次条に定め第九十四条の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況にの事業を行う農業協同組合(以下「組合」という。)についての法一条 農業協同組合法(以下「法」という。)第十条第一項第三号(組合の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)	行

第二区分	(略)	分音己資本の充実の状況に係る区	2 組合及びその子会社等と 1 組合及びその子会社等	(略)										
上二パーセント ○パーセント以 措置に 率 会社等 会社等	略)		定める命令は、次条以下同じ。)につい以下同じ。)につい	(略)	0									
一〜三 (略) 措置に係る命令 会社等の自己資本の充実に資する 次の各号に掲げる組合及びその子	(略)	命令	おりとする。 じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のと務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応社等をいう。以下同じ。)についての法第九十四条の二第三項の主組合及びその子会社等(法第五十四条の二第二項に規定する子会	(略)	八 (略)	# C I I C 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	新規の取扱いの禁止	新規の取扱いの禁止	新規の取扱いの禁止	新規の取扱いの禁止七項に規定する事業の縮小又は	新規の取扱いの禁止七項に規定する事業の縮小又は	新規の取扱いの禁止七項に規定する事業の縮小又は	新規の取扱いの禁止七項に規定する事業の縮小又は	新規の取扱いの禁止 七項に規定する事業の縮小又は する事業を除く) 又は同条第
第 二 区 分	(略)	自己資本の充実の	2 組合及びその子会社等と 1 組合及びその子会社等	(略)										
上二パーセント	略)	状況に係る区	める命令は、次条 自己資本の充実の 下同じ。)につい 子会社等(法第五	(略)										
一〜三 (略) 措置に係る命令 会社等の自己資本の充実に資する 会社等の自己資本の充実に資する	(略)	命令	おりとする。 じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のと務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応社等をいう。以下同じ。)についての法第九十四条の二第三項の主組合及びその子会社等(法第五十四条の二第二項に規定する子会	(略)	八 (略)	取扱いの禁止	取扱いの禁止 規定する事業の縮小又は新規の	取扱いの禁止 規定する事業の縮小又は新規の	取扱いの禁止規定する事業の縮小又は新規の七項、第八項若しくは第九項に	取扱いの禁止 規定する事業の縮小又は新規の七項、第八項若しくは第九項に	取扱いの禁止 規定する事業の縮小又は新規の七項、第八項若しくは第九項に	取扱いの禁止 規定する事業の縮小又は新規の七項、第八項若しくは第九項に	取扱いの禁止 おりの禁止 おりの禁止 おりの禁止 おりの はりの はりの	取扱いの禁止

省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ下「連合会」という。)についての法第九十四条の二第三項の主務三条 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会(以)	日己資本の充実に資本の充実	(連合会の自己資) (連合会の自己資	省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ下「連合会」という。)についての法第九十四条の二第三項の主務党三条 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会(以))	日己資本の充実の状 ・	(連合会の自) 第三条 法第十4 第三条 法第十4
		3·4 (略)			3 • 4 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
十(略)			十(略)		
取扱いの禁止					
規定する事業の縮小又は新規の			新規の取扱いの禁止		
七項、第八項若しくは第九項に			七項に規定する事業の縮小又は		
する事業を除く。)又は同条第			する事業を除く。)又は同条第		
掲げる事業並びにこれらに附帯			掲げる事業並びにこれらに附帯		
事業(同項第一号及び第二号に			事業(同項第一号及び第二号に		
九 法第十条第六項各号に掲げる			九 法第十条第六項各号に掲げる		
五~八(略)			五~八(略)		
積金等の受入れの禁止又は抑制			積金の受入れの禁止又は抑制		
られる条件による貯金又は定期			られる条件による貯金又は定期		
らして不利益を被るものと認め			らして不利益を被るものと認め		
四組合の取引の通常の条件に照	未満		四 組合の取引の通常の条件に照	未満	

りとする。		お客に気める場合を除さ、めの表のとお	りとする。		どうに対する場合を除さ、どの表のとよ
自己資本の充安	自己資本の充実の状況に係る区	命令	自己資本の充実	自己資本の充実の状況に係る区	命令
分			分		
(略)	_ (略)	(略)	一 (略)	— (略)	(略)
第二区分	単体自己資本比	次の各号に掲げる自己資本の充実	第二区分	単体自己資本比	次の各号に掲げる自己資本の充実
	率	に資する措置に係る命令		率	に資する措置に係る命令
	ーパーセント以	一~三 (略)		一パーセント以	一~三 (略)
	上二パーセント	四 取引の通常の条件に照らして		上二パーセント	四 取引の通常の条件に照らして
	未満	不利益を被るものと認められる		未満	不利益を被るものと認められる
		条件による貯金又は定期積金の			条件による貯金又は定期積金等
		受入れの禁止又は抑制			の受入れの禁止又は抑制
		五・六(略)			五・六(略)
		七 法第十条第六項各号に掲げる			七 法第十条第六項各号に掲げる
		事業(同項第一号及び第二号に			事業(同項第一号及び第二号に
		掲げる事業並びにこれらに附帯			掲げる事業並びにこれらに附帯
		する事業を除く。)又は同条第			する事業を除く。)又は同条第
		七項に規定する事業の縮小又は			七項、第八項若しくは第九項に
		新規の取扱いの禁止			規定する事業の縮小又は新規の
					取扱いの禁止

務省令で定める自己資本の充実 (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (の状況に係る区分及) (の状況に依然(などのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのな
おじ務	りとする。 りとする。 のとで定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のと省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応連合会及びその子会社等についての法第九十四条の二第三項の主
分自己資本の充実の状況に係る区	命令
(略) (略)	— (略)
第二区分 連結自己資本比 一パーセント以 上二パーセント以	大の各号に掲げる連合会及びその 子会社等の自己資本の充実に資す 一〜三 (略) 四 連合会の取引の通常の条件に 四 連合会の取引の通常の条件に かられる条件による貯金又は定 がられる条件による貯金でるのと認

(略) (略)									
(略)	十 (略)		新規の取扱いの禁止	七項に規定する事業の縮小又は	する事業を除く。)又は同条第	掲げる事業並びにこれらに附帯	事業(同項第一号及び第二号に	九 法第十条第六項各号に掲げる	五~八(略)
(略)									
(略)									
(略)	十 (略)	取扱いの禁止	規定する事業の縮小又は新規の	七項、第八項若しくは第九項に	する事業を除く。)又は同条第	掲げる事業並びにこれらに附帯	事業(同項第一号及び第二号に	九 法第十条第六項各号に掲げる	五~八 (略)

 \bigcirc 農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令(平成十三年財・務・省令第三号)(第二条関係)内・閣・府・閣・府・

第二区分単体自己資本比一をおいる。	(略) (略) —	分自己資本の充実の状況に係る区・	(自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令) の主務省令で定める農林中央金庫の自己資本の充実 の主務省令で定める農林中央金庫の自己資本の充安 に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、か のも過費本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)	改正
次の各号に掲げる自己資本の充実 に資する措置に係る命令 一〜六 (略) 一歩 (略) 一歩 (略) 一歩 (略) 一歩 (略) 一歩 (略)	(略)	命令	める場合を除き、次の表のとおりとする。 に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定条第二項の主務省令で定める農林中央金庫の自己資本の充実の状況一条 農林中央金庫法(以下「法」という。以下同じ。)第八十五(自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)	案
些		Ī		
第 二 区 分	(略)	分別である	(自己資本の充第一条 農林中央 条第二項の主政 に係る区分及び にのる場合を除る	
第二区分 単体自己資本比 次の各号に掲げる自己資本の充実 単体自己資本比 次の各号に掲げる自己資本の充実 本満 項までの規定により営む業務に 未満 項までの規定により営む業務に 大高 項までの規定により営む業務に を	(略) (略)	分自己資本の充実の状況に係る区(命令	める場合を除き、次の表のとおりとする。 (自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定条第二項の主務省令で定める農林中央金庫の自己資本の充実の状況第一条 農林中央金庫法(以下「法」という。以下同じ。)第八十五(自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)	現

3 • 4 (略)	- (略)					
	一 (略)					
	(略)	十 (略)	小又は新規の取扱いの禁止	七項の規定により営む業務の縮	る業務その他の業務又は同条第	付随する同条第四項各号に掲げ
3 · 4 (略)	(略)					
	(略)					
	(略)	十(略)	り営む業務の縮小又は新規の取り	七項若しくは第八項の規定によ	る業務その他の業務又は同条第	付随する同条第四項各号に掲げ